

北海道博物館告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年5月10日

北海道博物館長 荒川 裕生

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年5月10日に一般競争入札の公告を行う北海道博物館第11回特別展資料搬送業務

（2）資格

北海道博物館第11回特別展資料搬送業務に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

北海道博物館第11回特別展資料搬送業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（8）北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(9) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による国土交通大臣の許可を受けていること。

(10) 美術品梱包輸送技能有資格者を有すること。

(11) 資格審査の申請をする日の直近2年間に国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、直近2年間の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。

※「国」には、独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含むものとする。また、「地方公共団体」には地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含むものとする。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(11)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年5月10日（土）から令和7年5月22日（木）まで（5月12・19日（月）の休館日は除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

北海道博物館のホームページ（<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を期限までに提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道博物館総務部総務課

イ 提出先の所在地 〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことが

できる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

（２）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６ 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７ 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（１）２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（２）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

８ 資格に関する事務を担当する組織

（１）名 称 北海道博物館総務部総務課

（２）所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌５３－２

（３）電話番号 ０１１－８９８－０４５６